

健臓発0625第3号  
平成22年6月25日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
臓器移植対策室長



(印影印刷)

### 臓器の移植に関する法律に基づく啓発及び普及について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）については、既に施行された一部を除き、平成22年7月17日から施行されることを受け、「臓器の移植に関する法律施行規則」（平成9年厚生労働省令第78号）、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け健医発第1329号）等について、必要な改正を行ったところです。

貴職におかれでは、これまでも移植医療に関する啓発及び普及に御尽力いただきてきたところですが、今回の法律改正においては、新たに、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとするとの規定（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第17条の2）が設けられ、一層の取組が求められているところです。

については、下記の取組をはじめ、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、移植医療に関する啓発及び普及に取り組んでいただきますよう、お願いします。

### 記

#### 1 改正内容の周知

今回の法律改正及びこれに伴う省令、ガイドライン等の改正の内容については、厚生労働省において一般向けの周知文書（別添1）を作成し、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のホームページ等を通じて、周知を図ることとしています。

については、別添1の文書も活用しつつ、改正内容の周知を図られるよう、お願いします。

## 2 意思表示方法についての周知

今回の法律改正後においても、本人意思の尊重という理念（法第2条第1項）の下で、臓器提供に関する意思（臓器を提供する意思及び提供しない意思）を表示することは、引き続き重要です。

国においては、臓器提供に関する意思表示を行う機会を確保・多様化するため、これまでに以下の措置を講じたところです。

- ① 臓器提供意思表示カードの様式の見直し（別添2参照）
- ② 運転免許証への意思表示欄の創設（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第31号））。
- ③ 医療保険の被保険者証への意思表示欄の創設（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第70号））。

については、これらの意思表示方法について、普及に御協力いただくようお願いします。

また、あわせて、ネットワークが運営するインターネットを通じた臓器提供意思登録システム（パソコン及びモバイルの各サイト）についても、臓器提供に関する意思をより確実に表示することができる方法として、周知をお願いします。

## 3 移植医療についての啓発等

厚生労働省及びネットワークにおいては、今回の法律改正を踏まえ、臓器提供意思表示カードと一体となったリーフレット（以下「カード一体型リーフレット」という。）を作成し、配布を行うこととしているほか、中学生等を対象としたパンフレットの作成・配布、厚生労働省及びネットワークのホームページにおける情報提供等を行うこととしています。

については、国民が移植医療に対する理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて、カード一体型リーフレットの配布をはじめとする啓発活動に御尽力いただくよう、お願いします。

## 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 1. 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかとする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

### 2. 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかとする。

- ① 本人が
  - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
  - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

### 3. 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができるこことする。

### 4. 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### 5. 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心肺が停止した死後のいすれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心肺が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日



本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：